以外の林野の面積

三十四　公有林野の面積

三十五　水産業者数

四十　災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

る民有林野（独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人の所管する林野及び公有林野（この表中三十四に定める公有林野をいう。）を除く。）の面積

農林業センサス規則によつて調査した令和七年二月一日現在におけるヘクタール

る公有林野（都道府県及び森林整備法人（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号の森林整備法人をいう。）の所管する林野）の面積

１　海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則（昭和三十八年農林人省令第三十九号）によつて調査した令和五年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）と内水面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した令和五年十一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数）の合計数とする。

［２　略］

［略］

［三十六～三十九　略］

１　次の各号に掲げる地方債（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条に定める事業に係る地方債（第七号に掲げるものを除く。）、平成二年度から令和七年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債（公共事業等、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和六十三年度及び平成六年度から令和七年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）、平成六年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和七年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等に係るもの、臨時財政特例債（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、特別に発行を許可された地方債をいう。以下同じ。）並びに借入後返還を命じられた

［略］

以外の林野の面積

三十四　公有林野の面積

三十五　水産業者数

四十　災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金

る民有林野（独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人の所管する林野及び公有林野（この表中三十四に定める公有林野をいう。）を除く。）の面積

農林業センサス規則によつて調査した令和二年二月一日現在におけるヘクタール

る公有林野（都道府県及び森林整備法人（分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号の森林整備法人をいう。）の所管する林野）の面積

１　海面に係る水産業者の数（漁業センサス規則（昭和三十八年農林人省令第三十九号）によつて調査した平成三十年十一月一日現在における漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数）と内水面に係る水産業者の数（漁業センサス規則によつて調査した平成三十年十一月一日現在における内水面養殖経営体数と湖沼漁業経営体総数から漁船非使用に係る漁業経営体数を控除した数の合計数）の合計数とする。

［２　同上］

［同上］

［三十六～三十九　略］

１　次の各号に掲げる地方債（地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第四十六条に定める事業に係る地方債（第七号に掲げるものを除く。）、平成二年度から令和六年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、財源対策債（公共事業等、義務教育施設、廃棄物処理施設、社会福祉施設等の建設事業等に係る経費に充てるため昭和六十三年度及び平成六年度から令和六年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち当該各年度の財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）、平成五年度から平成十四年度まで及び平成十六年度から令和六年度までの各年度において国の補正予算等に係る事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債のうち公共事業等に係るもの、臨時財政特例債（国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六十年法律第三十七号）、国の補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和六十一年法律第四十六号）等の規定による改正後の法律の規定等に基づく昭和六十年度から平成四年度までの各年度における国の負担又は補助の割合の引下げ措置に伴い、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業等に係る国の負担額又は補助額の減額による地方負担の増大に対処するため、特別に発行を許可された地方債をいう。以下同じ。）並びに借入後返還を命じられた